

基本計画編

第1章 基本方針

目 次

第1節	総説	1
1. 1	基準の目的	1
1. 2	基本的考え方	1
第2節	災害の防止・軽減	1
2. 1	総説	1
2. 2	水害対策	1
2. 3	土砂災害等対策	1
2. 4	地震災害対策	2
第3節	河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全	2
第4節	総合的な土砂管理	2
第5節	モニタリング	2

令和4年6月 版

第1章 基本方針

第1節 総説

1. 1 基準の目的

1. 2 基本的考え方

<必 須>

国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的として国土の管理を適切に行うため、災害の防止・軽減、河川等の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境等の整備と保全の推進にあたっては、全国的バランス及び水系全体のバランスを踏まえ、河川整備基本方針・河川整備計画、砂防基本計画、地すべり防止計画及び海岸保全計画などの諸計画に基づき適切に実施しなければならない。

第2節 災害の防止・軽減

2. 1 総説

<必 須>

災害対策は、脆弱な国土条件のもとで安全で安心して暮らせる生活の確保、及び持続的な社会の発展、国土の有効利用及び環境の保全を実現するため、長期的な視点で計画的に行わなければならない。

災害対策に当たっては、整備目標として設定した規模の外力による災害の発生を防止するとともに、それを超える規模並びに現況の整備規模を超える外力が生じた場合においても、被害を最小限に止めることを考慮しなければならない。

2. 2 水害対策

<必 須>

水害とは、洪水や高潮等による氾濫により、人命や財産及び社会経済活動等が被る被害をいう。

水害対策に当たっては、整備目標として設定した規模の外力を対象として水害を防止又は軽減することを基本とし、あわせて同規模並びに現況の整備規模を超える外力が発生した場合においても被害をできるだけ少なくするようにしなければならない。また、水害対策は、河川の特性や洪水の特性、水害の形態、氾濫域の状況などを十分に考慮し、上下流・本支川間のバランスなど、流域全体として適切にバランスのとれたものにしなければならない。

2. 3 土砂災害等対策

<必 須>

土砂災害等とは、山腹や斜面の崩壊・侵食、土石流、地すべり等の土砂等の移動現象によって、生命、財産及び公共施設等が被る災害をいう。

土砂災害等対策は、土砂等の移動現象とその災害発生機構等を踏まえ、施設整備によるハード対策と警戒避難体制の整備等によるソフト対策を適切に組み合わせ、効率的かつ効果的に実施するものとする。その際、必要に応じて、流域治水、気候変動、海岸域も含めた流砂系全体の土砂移動のバランスについても考慮するよう努めなければならない。

また、土砂災害等対策を進める上で、計画規模の災害を防止するとともに、超過する規模の災害においても、被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

2. 4 地震災害対策

<標準>

地震災害対策とは、地震動によりもたらされる河川管理施設、砂防設備、海岸保全施設等の被災及びこれらにより発生する水害・土砂災害等の二次災害を防止・軽減すること及び津波による被害を防止・軽減することを行う。

地震動に対しては、河川・砂防・海岸の各施設の特性や発生頻度、規模を考慮して、必要な耐震性を確保することを基本とする。

津波に対しても、発生頻度、規模を考慮するとともに、沿岸域における施策を含めた対策を講じることを基本とする。

第3節 河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全

<必須>

河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全は、安全で安心して暮らせる生活の確保、及び持続的な社会の発展、国土の有効利用及び環境の保全を実現することを目標とする。このため、河川等のみならず流域を含めて以下の事項の実現を図らなければならない。

- 1) 河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 2) 動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出
- 3) 良好な景観の保全・創出
- 4) 人と河川等との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出
- 5) 良好な水質の保全

第4節 総合的な土砂管理

<標準>

土砂移動に関する課題は、土砂収支バランスが変化することに伴い、砂防・ダム・河川・海岸等のそれぞれの領域において様々な形で発生する。災害の防止・軽減、河川等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全を実現するため、個別領域それぞれにおいて土砂移動に関する調査等を実施し、課題を把握する。

その上で、当該課題に対し、各領域の個別の対策だけでは解決が困難な場合に、流砂系または土砂移動に関する課題を有する複数領域（以下「流砂系等」という。）において総合的な土砂管理（総合土砂管理）を推進し、土砂収支を考慮した上で、土砂の生産抑制、流出の調節等の必要な対策を講じ、解決を図ることを基本とする。

また、総合的な土砂管理の推進にあたっては、関係機関が連携し、検討や対策の実施が円滑に行える体制を確保することを基本とする。

第5節 モニタリング

<標準>

適切な水・土砂等の管理を行うため、河川管理者等は、調査・計画・設計・施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、常に監視（モニタリング）、評価を行い、それぞれの過程にフィードバックすることを基本とする。